

ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

射水市内の介護サービス事業所における、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入及び活用を促進するため、連携システム導入から活用までの業務コンサルタントを実施し、介護現場の生産性向上を図る。

1 業務概要

- (1) 業務名 ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 見積金額限度額 8,437,000円以内とする

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年10月3日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス：kaigo@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和7年10月6日（月）午後5時までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 提出書類について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

なお、1者1提案とする。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式第2号）
- ・事業者概要書（様式第3号）

イ 提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時

ウ 提出場所：〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市福祉保健部介護保険課

電話：0766-51-6627（直通）

メール：kaigo@city.imizu.lg.jp

エ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

オ 提出方法：持参、郵送又は電子メールによる提出

※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を射水市介護保険課まで連絡すること。）

※電子メールの場合は、提出期限までに提出先に届いていること（電子メールの場合についても必ずその旨を射水市介護保険課まで連絡すること。）

(2) 企画提案書（任意様式）の提出

ア 提出書類

- ・企画提案書（任意様式）

企画提案書は、次のイに基づいて作成すること。

様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。

表紙には「ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

- ・業務実績書（様式第5号）
- ・業務見積書（任意様式）
- ・参加資格誓約書（様式第6号）

イ 企画提案書に記載する事項

別紙仕様書に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。なお、仕様書等の記載内容以外に、本事業の目的に資する独自かつ有用な提案がある場合は記載すること。

- ・説明会及び研修会の開催
- ・連携システム導入支援
- ・連携システム導入・活用に係るサポートデスクの設置・運用
- ・導入効果を定量化する調査の実施及び報告書の作成

ウ 提出期限 令和7年10月20日（月）午後5時

エ 提出場所：〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市福祉保健部介護保険課

電話：0766-51-6627（直通）

メール：kaigo@city.imizu.lg.jp

オ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

カ 提出方法：持参、郵送又は電子メールによる提出

※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を射水市介護保険課まで連絡すること。）

※電子メールの場合は、提出期限までに提出先に届いていること（電子メールの場合についても必ずその旨を射水市介護保険課まで連絡すること。）

キ 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- ・提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ・上記1（4）に定める見積金額限度額を超えた場合

5 企画提案の審査

（1）審査方法

プレゼンテーション審査による評価を行う。

実施日は、令和7年10月23日（木）を予定

※詳細な日時や方法については、企画提案者に別途通知する。

※審査過程は非公開とする。

（2）実施方法

本市が設置する「ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書の内容について、別に定める「ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。

プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とし、説明は、1事業者20分以内、質疑は10分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

6 優先交渉権者の選定

（1）優先交渉権者の選定方法

選定委員が「ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、最低基準点数（総合評価点の60%以上）を満たす者の中から、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点数を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

ア 審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。

イ 優先交渉権者の審査結果を射水市のホームページで公表する。

ウ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。

(5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。

(6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものととする。

9 スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和7年9月26日（金）
質問書の提出期限	令和7年10月3日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年10月6日（月）午後5時まで
参加申込書の提出期限	令和7年10月10日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年10月20日（月）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年10月23日（木）予定
選考結果の通知	令和7年10月下旬頃を予定
契約締結	令和7年10月下旬頃を予定

10 問い合わせ先

射水市福祉保健部介護保険課

電話：0766-51-6627（直通）

メール：kaigo@city.imizu.lg.jp